



平成 27 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社アドテック プラズマ テクノロジー
代表者名 代表取締役社長 藤井 修逸
(コード番号 6668 東証二部)
問合せ先 常務取締役 中山 浩之
総務・経理部長
(TEL. 084-945-1359)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年11月4日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社への移行」及び「定款一部変更の件」を平成27年11月27日開催予定の当社第31回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることで、より透明性の高い経営の実現を目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 27 年 11 月 27 日開催予定の第 31 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

- ①「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化及び多数の社外取締役の参画によるコーポレートガバナンスの一層の充実を目的として、監査等委員会設置会社に移行するため、所要の条文の新設、変更及び削除を行うものであります。
- ②将来の経営体制の強化に備え、現行定款第21条(代表取締役及び役付取締役)第2項の役付取締役に取締役会長を追加するものであります。
- ③上記条文の新設、変更及び削除に伴い、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

(2) 定款の変更内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 11 月 27 日 (金曜日)
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 11 月 27 日 (金曜日)

以 上

【別紙】

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第11条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 <u>当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長、取締役社長各1名</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役に対して発する。</u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の員数)</u> <u>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の選任)</u> <u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第<u>37</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第<u>39</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人 第<u>30</u>条～第<u>31</u>条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第<u>32</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p>

以 上